

○ 持続的生産強化対策事業

【令和3年度予算概算決定額 17,021（19,371）百万円】

<対策のポイント>

産地の持続的な生産力強化等に向けて、**農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化等に向けた取組**を支援するとともに、**地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組**を、関連事業メニューにおける優先採択と併せて**総合的に支援**します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔2017年度〕→145万トン〔2030年度まで〕）
- 有機農業の取組面積の増加（23.5千ha〔2017年度〕→63千ha〔2030年度まで〕） 等

<事業の全体像>

- 農産・畜産を問わず、現場の課題が迅速に解決されるよう、**生産強化対策等を1つの事業に大括り化し、総合的に支援**します。
- 時代を拓く園芸産地づくり支援や茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進等については、①新技術を組み入れた新たな営農体系の構築・実践の道筋を明確化する計画を策定した場合、②「GFPグローバル産地形成計画」を策定した場合等において、優先的に実施できます。

<主な支援メニュー>

野菜
果樹
茶・薬用作物
花き
養蜂
米・麦・大豆
畜産
等

- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策
- ・ 茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
- ・ 養蜂等振興強化推進
- ・ 麦、大豆、米粉用米等の戦略作物生産拡大支援
- ・ 環境負荷軽減型酪農経営支援
- ・ 畜産経営体生産性向上対策 等

土づくり・有機農業・
GAP
農作業安全 等

- ・ 有機農業推進総合対策
- ・ GAP拡大推進加速化
- ・ 農作業安全総合対策推進 等

品目ごとの課題解決 に向けた取組を支援 （農業者等向け事業）

- 品目ごとに政策需要に対応した支援メニューを設けるとともに、重点的に取り組むべき課題の解決を後押しします。

〔品目〕

- ・ 野菜
- ・ 果樹
- ・ 茶・薬用作物
- ・ 花き
- ・ 養蜂
- ・ 米・麦・大豆
- ・ 畜産 等

都道府県が主導する 取組を支援 （都道府県向け事業）

- 都道府県のイニシアチブの下で行う取組を支援します。

〔メニュー〕

- ・ 水田農業高収益作物導入推進
- ・ 有機農業推進体制整備
- ・ 国際水準GAP普及推進
- ・ 畜産GAP拡大推進 等

野菜・施設園芸支援対策事業（時代を拓く園芸産地づくり支援等）

【令和3年度予算概算決定額 1,059（1,114）百万円の内数】

<対策のポイント>

実需者ニーズに対応するとともに、園芸作物の生産を拡大するため、**水田を活用した新たな園芸産地の育成、まとまった面積での機械化一貫体系等の導入、端境期の出荷等**に取り組む産地の育成等を支援します。

<事業目標>

加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万トン〔平成29年度〕→145万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 水田における園芸作物の導入支援

水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、**新たに園芸作物を導入する産地における合意形成や、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等**を支援します。

2. 労働生産性を抜本的に高めた野菜のモデル産地形成支援

一定規模以上（露地野菜5ha以上、施設園芸1ha以上）での**水田転換やほ場整備と併せて、機械化一貫体系の導入**や生育予測システムの導入等の取組を支援します。（農地耕作条件改善事業により支援）

3. 国産が需要に応え切れていない端境期の野菜の生産拡大支援

実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、**需要に応え切れていない品目や作型（端境期）の出荷に必要な新たな生産・流通体系の構築や作柄安定技術、新たな作型の導入等**を支援します（15万円/10a）。

※ 対象品目として、にんにく・しょうが・アスパラガス・さといも・えんどう等5品目を追加（R2:14品目→R3:19品目）

（関連事業）

スマート農業総合推進事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援

施設園芸産地における**データ収集・分析機器の活用、既存ハウスのリノベーション**など、**データを活用して生産性・収益向上につながる体制づくり等**を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1 水田での園芸作物の導入支援

○園芸作物の新たな導入への支援

〈取組主体〉

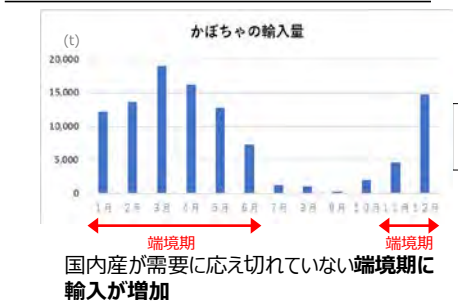


2 労働生産性を高めたモデル産地形成支援

○水田転換やほ場整備と併せた機械化一貫体系や生産予測システムの導入への支援



3 端境期の野菜の生産拡大支援



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
端境期	貯蔵	出荷									収穫	貯蔵
作型											収穫	出荷
普通作型												



【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課（03-3501-4096）

①省力樹形や優良品種の導入等支援

【令和3年度予算概算決定額 5,142（5,687）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

我が国の果樹産地の生産基盤を強化するため、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、苗木・花粉の安定確保、放任園地の発生防止、加工・業務用の国産果実の安定供給等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。

＜事業目標＞

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 果樹経営支援等対策

優良品目・品種への改植・新植及びそれに伴う未収益期間における幼木の管理の取組に要する経費を支援します。特に、平坦で作業性の良い水田等への新植や、労働生産性の向上が見込まれる省力樹形の導入を推進します。

＜改植（括弧内は新植）の支援単価の例＞

品 目	慣行栽培	省力樹形栽培		未収益期間対策 (幼木管理経費)
かんきつ	23 (21) 万円/10a	111 (108) 万円/10a (根域制限栽培)		22万円/10a (5.5万円/10a × 4年分) (品目共通)
りんご	17 (15) 万円/10a	53 (52) 万円/10a (高密度植低樹高栽培)	73 (71) 万円/10a (超高密植栽培)	
なし	17 (15) 万円/10a	33 (32) 万円/10a (ジョイント栽培)		

2. 苗木・花粉の安定確保対策、放任園地発生防止対策

- 果樹生産に必要な苗木や花粉の安定供給を図るため、苗木の生産体制の構築や花粉専用園地の育成等の取組を支援します。また、省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けたモデル的な取組を新たに支援します。
- 伐採や植林等の放任園地発生防止の取組を幅広く支援します。

3. 果実流通加工対策

加工・業務用の国産果実の供給不足に対応するため、実需者との契約取引の導入、省力型技術体系の導入実証等の取組を支援します。

4. 未来型果樹農業等推進条件整備（別紙）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

○ 省力樹形の導入支援

省力樹形の特長

- ・ 小さな木を密植して、直線的に配列するため、作業動線が単純で効率的。
- ・ 密植することで、高収量化が可能。
- ・ 日当たりが均一となり、品質が揃いやすい。
- ・ 成木までの期間が短いことから、早期成園化が可能。

＜省力樹形の例＞

根域制限栽培
(みかん)

慣行比
2倍以上
の収量

超高密植栽培
(りんご)

慣行比
1.7倍
以上の
収量

ジョイント栽培
(なし)

剪定作業
時間40%
短縮可能

○ 苗木の安定確保・生産推進

【省力樹形用苗木生産のモデル的な取組(新設)】

苗木生産コンソーシアムによる省力樹形用の苗木（フェザー苗やジョイント栽培用の大苗）の育成に要する掛かり増し経費を支援。



○ 花粉の安定確保

国産花粉の安定確保のため、花粉専用樹の新植等の取組を支援。

○ 放任園地の発生防止

放任園地の発生防止のため、産地内での合意形成に基づき行う伐採や植林等の取組を支援。

【お問い合わせ先】 生産局園芸作物課（03-3502-5957）

< 果樹優良苗木・花粉安定確保対策事業 > 【 拡 充 】

果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るため、**優良苗木の生産体制の構築に向けた取組**等を支援します。
また、なしやキウイフルーツ等の海外からの輸入花粉に一定程度依存している品目について、海外での病害発生等による輸入の不安定化のリスクを軽減し、**国産花粉の安定生産・供給**を図るため、**花粉専用樹の新植・改植**や、**機械・施設のリース導入**等に要する経費を支援します。

1. 優良苗木生産推進事業

(下線は拡充内容)

(1) 支援対象者

苗木生産コンソーシアム

(都道府県、市町村、産地協議会、苗木業者等により構成)

※産地協議会又は苗木業者のいずれかは必須 (令和2年度までは両方必須)

(2) 補助対象となる取組

① 優良苗木の安定生産・供給体制の構築

果樹生産に必要な苗木の安定供給を図るための産地協議会や苗木業者等による新たな連携体制の構築 (検討会開催等)。

② 苗木育苗ほの設置

苗木生産に必要な育苗場の借り上げや、かん水設備の設置等。

③ 省力樹形用苗木の育成

省力樹形の導入推進のため、省力樹形用苗木の安定生産に向けた**モデル的な取組**に対し、面積当たり定額 (補助率1/2相当)で支援。

【補助対象経費】ほ場借料、省力樹形用苗木の育成経費、資材費等

【補助対象面積】本メニューにより育成した省力樹形用苗木を用いて改植・新植を行う面積

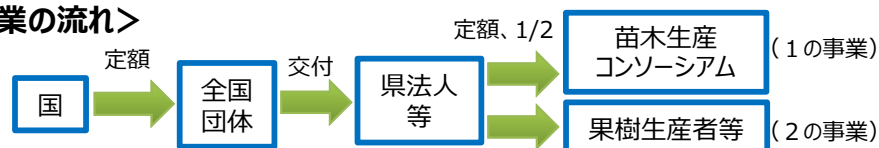


(3) 補助率

(2) ①・② : 1/2以内

③ : 面積当たり定額 (20万円/10a)

<事業の流れ>



2. 花粉専用園地育成推進事業

(1) 支援対象者

果樹生産者、生産出荷団体等

(2) 補助対象となる取組

① 花粉の安定生産・供給体制の構築

花粉の安定的な生産・供給を図るための生産出荷団体や果樹生産者、市町村等による連携体制の構築 (検討会開催等)。

② 小規模園地整備

土壌・土層改良、排水路の整備、用水・かん水設備の設置等。

③ 新植・改植

なし、キウイフルーツ、りんご等の花粉専用樹の新植・改植。

④ 花粉専用樹の育成管理経費

新植・改植後、花粉が採れるまでの幼木の育成管理に要する経費に対し、面積当たり定額 (補助率1/2相当)で支援。

⑤ 機械・施設のリース導入

花粉採取機や開薬機、花粉精選機等のリース導入。



(3) 補助率

(2) ① : 定額

②・⑤ : 1/2以内

③のうち新植 : 面積当たり定額 (15万円/10a)

③のうち改植 : 面積当たり定額 (17万円/10a)

④ : 面積当たり定額 (11万円/10a
(=5.5万円/10a×2年分))

<対策のポイント>

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、水田の樹園地への転換や中山間地等の既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

<事業目標>

果実の生産量の拡大（283万トン〔平成30年度〕→308万トン〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

一定規模以上（2ha以上（基盤整備を行う場合は5ha以上））で省力樹形を導入する場合、それに必要となる次の取組を総合的に支援します。
（果樹農業生産力増強総合対策及び農地耕作条件改善事業により支援。
水田に新植する場合は、さらに水田活用の直接支払交付金により支援。）

1. 新産地育成型（水田等への果樹の新植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて

最大40.5万円/10aを支援。（※上記の23万円/10aから10万円/10aを控除）

- a.高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b.高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

2. 既存産地改良型（中山間地等の既存産地の基盤整備後の改植）

（1）早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 代替農地での営農：28万円/10a
 - ③ 省力技術研修：3万円/10a
- 最大51万円/10a

（2）機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 新産地育成型



2. 既存産地改良型



【お問い合わせ先】生産局園芸作物課（03-3502-5957）

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

<未来型果樹農業等推進条件整備 新産地育成型>

平坦で作業性の良い水田の活用により果樹の新産地を育成し、果樹の生産拡大・輸出拡大を実現するため、基盤整備による水田の樹園地への転換を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現 状

- 水田の高収益化
 - 果樹農業における
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 新産地の育成による生産拡大・輸出拡大
- が必要

未来型果樹農業等への転換

平坦で作業性の良い
水田における、労働生産性
を抜本的に高めた
モデル産地の育成



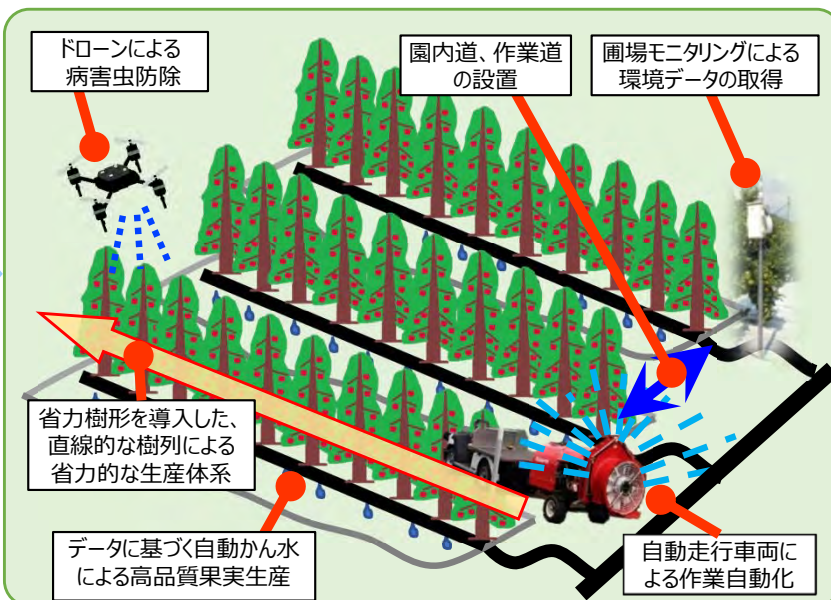
水 田

樹 基
園 盤
地 整
転 備
換 ・
新 植

早期成園化の取組



大苗の育成
(りんごのフェザー苗)



1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体 等

2. 面積規模要件

新植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）※地続き・同一品目であることを要しない。

3. 補助対象となる取組・補助率

（省力樹形の例）

(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良等
補助率：1/2以内

(2) 省力樹形※の導入（新植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整理して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。
補助率：定額（面積当たり1/2相当）

(3) 新植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（＝5.5万円/10a×4年分））

(4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- ① 大苗の育成：20万円/10a
 - ② 省力技術研修：3万円/10a
- 最大23万円/10a※

水田の場合、水田活用の直接支払交付金(a・b)と合わせて
最大40.5万円/10aを支援（※10万円/10aを控除）。

- a. 高収益作物定着促進支援：2万円/10a×5年間
- b. 高収益作物畑地化支援：17.5万円/10a

(5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内



りんごの超高密植
(トールスピンドル)栽培
(収量慣行比1.7倍以上)

<事業の流れ>



果樹生産者（担い手）、法人化した経営体、
農業者の組織する団体 等

果樹支援対策（果樹農業生産力増強総合対策等）

<未来型果樹農業等推進条件整備 既存産地改良型>

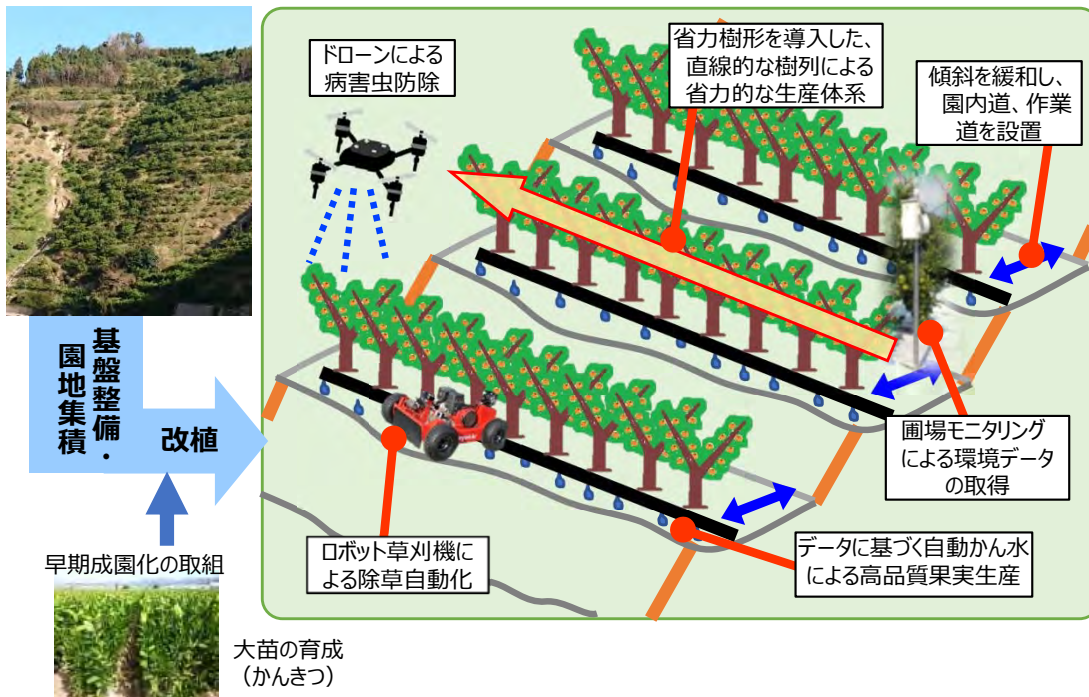
中山間地等の既存産地における果樹の省力生産・輸出拡大を実現するため、基盤整備による園地条件の改善を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等の取組と併せて、早期成園化や経営の継続・発展に係る取組を総合的に支援します。

現状：小規模な個別経営



未来型果樹農業等への転換

基盤整備や園地集積を通じた
栽培条件の改善による
労働生産性を抜本的に高めた
モデル産地の育成



1. 支援対象者

果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手、法人化した経営体、農業者の組織する団体、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体等

2. 面積規模要件

改植を行う面積が概ね2ha以上（公共事業による基盤整備を実施する場合は5ha以上）※地続き・同一品目であることを要しない。

3. 補助対象となる取組・補助率

(1) 小規模園地整備（大規模な場合は公共事業）

排水路の整備、土壌・土層改良、園内道の整備、傾斜の緩和等
補助率：1/2以内

(2) 省力樹形※の導入（改植）

※ 慣行樹形を作業道に沿って整列して植栽する等、機械化の容易な樹形（整列樹形）を含む。
補助率：定額（面積当たり1/2相当）

(3) 改植後の未収益期間の幼木管理

補助率：定額（22万円/10a
（=5.5万円/10a×4年分））

(4) 早期成園化、経営の継続・発展に係る取組

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| ① 大苗の育成 | : 20万円/10a | } 最大51万円/10a |
| ② 代替農地での営農 | : 28万円/10a | |
| ③ 省力技術研修 | : 3万円/10a | |



（経営の継続の取組）
代替農地での営農
（例）施設ほうれんそう作



（経営の発展の取組）
省力技術研修

(5) 機械作業体系に必要な機械・施設のリース導入等

補助率：1/2以内

<事業の流れ>



花き支援対策（ジャパンフラワー強化プロジェクト推進）

【令和3年度予算概算決定額 728（728）百万円】

<対策のポイント>

需要構造の変化に対応し、国産花きの消費拡大を図るため、家庭や職場での利用拡大・定着に向けた**新たな装飾スタイルの提案・普及**、栽培管理や商品履歴等の**デジタル化等の取組**を支援するとともに、地域の「戦略品目」の振興等、花き産業関係者が一体となった取組を支援します。

<事業目標>

花き産出額の増加（3,687億円〔平成29年〕→4,500億円〔令和12年まで〕）

<事業の内容>

1. 国産花きの需要構造の変化に対応した取組に対する支援

① 家庭や職場等日常生活での利用拡大・定着

新たな生活様式など**社会構造の変化に対応した花きの消費拡大**を図るため、**家庭や職場での利用拡大・定着**に向けた**新たな装飾スタイルの提案・普及・実証**等を支援します。

② 需要拡大を支える生産体制の構築

需要構造の変化に対応した生産体制を構築するため、需要と結びついた**新たな品目・品種の導入**、栽培技術の習得等の**実証**に必要な経費を支援します。

③ 需要拡大を支える流通の効率化

需要構造の変化に対応した流通体制を構築するため、**コールドチェーン整備**、川上と川下が連携した**情報伝達のデジタル化の実証**等に必要な経費を支援します。

2. 地域の「戦略品目」の振興等の取組に対する支援

地域別に生産・需要状況が異なる国産花きについて、花き産業関係者が一体となって行う**生産から流通、消費拡大に至る課題解決の取組**、今後輸入花きに対抗する上で必要となる**飛躍的な生産性向上が期待される技術の実証**等に対して、必要な経費を支援します。

<事業イメージ>

新たな生活様式による需要構造の変化

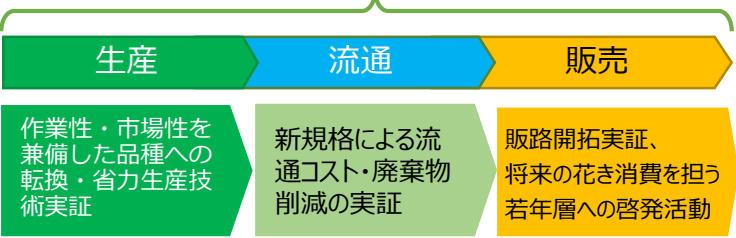
- ブライダル、葬儀等の開催様式の変化
- テレワークやテレビ会議など家庭で過ごす時間の増加
- ネット取引、定期契約取引（サブスクリプション）による花き購入の増加 など



1. 国産花きの需要構造の変化に対応した取組への支援（新たな生活様式等に対応した花きの消費拡大）



2. 地域の「戦略品目」の振興等の取組への支援（戦略品目の生産・消費拡大）



花き産業の成長産業化

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局園芸作物課（03-6738-6162）